

戦後東京, 「バタヤ」をめぐる社会と空間

本 岡 拓 哉*

摘要

本稿の目的は、戦後東京における「バタヤ」の住まいの場であった「バタヤ街」の空間的社会的状況とその変容過程を明らかにすることである。まず「バタヤ街」の劣悪な住環境は、前近代的な封建的関係性によって強化され、住宅供給や清掃事業における「絶対必要な存在」との社会的位置づけによって固定化されていた。そして「バタヤ街」には戦前起源と戦後起源があるように、その生成時期は多様であるとともに、消滅過程も決して直線的ではなく、段階的であった。1950年代前半から行政による撤去が実施されていたが、立退者に対しては保護施設に収容するなど、場当たりの対応だったため、その数は減少することはなかった。ただ、一般社会から見えやすい場所からの撤去が進んだことで、都市空間における不可視化が進展していた。1960年代に入ると、都市景観の整備や廃品回収業における設備の近代化によってその存在価値が減退するなか、公営住宅斡旋へと行政対応が変化したことで、「バタヤ街」は消滅へと向かったのである。

キーワード：戦後、東京、資源回収業、バタヤ、都市下層、都市社会地理学

I はじめに

1. 戦後都市における消滅空間への照射

近年、第二次世界大戦終戦以降に生成し、その後、消滅していった都市の様々な空間を対象とする研究が増えている。たとえばヤミ市（橋本・初田 2016）や赤線（加藤 2009）、そして「不法占拠」バラック街（拙稿 2007, 2015）など、これらの研究は、同時代的には違法性や反社会性などネガティブな表象やスティグマを受け、現在においてはその消滅が自明視された空間の歴史性を、都市形成の文脈において改めて問い直すものとなっている。本稿は、こうした研究の問題意識を共有し、特に「バタヤ」と呼ばれる人びとが集住し、活動した「バタヤ街」という空間にスポットライトを当て、戦後東京においてその空間がどのような実態であり、そしてそれがいかに生成し、消滅したかを明らかにしていく。

「バタヤ」とはなにか。『広辞苑（第七版）』には「ばた屋」として、「ごみ箱や道路上の紙屑・ぼろ・金物などを回収して生活する人。屑拾い」と説明されている。現在では資源回収業に従事する者を意味するが、より詳しくは「捨てられたものを拾い、それを売却して報酬を得る職業またはそれに従う人々（拾い屋・拾い人）と、拾い屋が集めた屑を買い入れる仕切場と仕切屋の経営者」（星野・野中 1973）のことである。また東京都衛生局公衆衛生部「屑物取扱業に関する条

*立正大学 E-mail : tmgeo915@gmail.com

例」(1953年10月20日制定東京都条例第113号)¹⁾によれば、ここでの拾い屋は「拾集人」として、「廃棄された再生資源を収集することを業とする者」を意味し、「バタ建場」とも呼ばれる仕切場、仕切屋は「第2種建場業」として「収集人から再生資源を集荷する業」と定義づけられている²⁾。

「バタヤ」の語源は諸説ある。松居(1953)によれば、「隅田川に捨てたゴミの中から紙クズを拾い、再生した紙を浅草紙とか川端紙とか、バタ紙と読んだことから、川端で拾い仕事をする者をバタヤと読んだ」説や「バツタ(ハカリ)」で測って処理するからバツタ屋と言う」説などがある。歴史的な意味合いを含んだその語はある種の職業差別語であったが、日常用語として一般社会でも使用されていたのである。

また、本論でも述べるように、「バタヤ」は衛生および治安上の施策対象として位置づけられてはいたが、その一方で新聞を中心としたメディアに数多く扱われたように、社会的にも注目される存在だった。さらに、1950年代には文学、芸能関係においても「バタヤ」は頻繁に登場していた。獅子文六による小説『自由学校』(獅子, 1953)や1954年に『サンデー毎日』で連載された加藤芳郎による漫画「オンボロ人生」(加藤, 1966)をはじめ、『蟻の街のマリア』(五所平之助監督, 松竹配給, 1958年上映)といった映画やドラマ、演劇も数多く作られたように、当時の都市東京に生きる人びとの状況や思いを代弁するような象徴的存在だったと言える。

2. 既存研究の整理と研究目的

東京における「バタヤ」は同時代において研究や調査の対象にもなった。たとえば、東京都民生局長として実際に対応にあたった磯村(1956)による社会学的スラム研究をはじめ、石川(1961)などの社会病理学的研究、また調査報告として、東京都足立福祉事務所・足立区社会福祉協議会(1958)や東京都社会福祉会館(1963)がある。当該地域を社会問題の温床として固定的に位置づけたことへの批判はあるものの、これらの研究が「バタヤ」社会の実態に学術的にアプローチしたことは確かである。そのほか、「バタヤ」における支援やボランティア、さらには住民の連帯や主体性に目を向けた籠山(1981)もある。

また、ルポルタージュもいくつか残されている。代表的なものとしては、自身も「バタヤ」として様々な活動を主導した松居(1953)や梶(1957)のほか、かれらを「最下層の人びと」としてアプローチする秋山ほか(1960)や『日本残酷物語』のなかで当該地区を「東京の奈落」として位置づける下中(1960)は、当時の「バタヤ」に対する社会的認識を理解するうえでも重要な史資料である。

一方、近年においてこの「バタヤ」を歴史的に捉える研究もあらわれている。浦野(2006)は東京城東・城北地域における資源リサイクルをめぐる諸集団の活動と集積、その再編過程を辿るなかで、当地に存在した「バタヤ」をめぐる社会的経済的状況を歴史的に明示している。また、岩田(2017)は社会福祉史の観点から、戦後貧困の「かたち」として明示的に表れた「バタヤ街」、特に浅草隅田公園内の「蟻の街」や上野寛永寺内の「葵部落」の生成および消滅過程に迫

り、いかに社会福祉を中心とした行政が当該地区に対処したかを提示している。また、「屑拾い」という人間の根源的な行為に新たな価値観の可能性を探求する中で、「バタヤ」の歴史と状況を辿った藤原（2017a, 2017b, 2017c, 2017d）もある。このほか、少し時代は遡るが、地理学的研究としての星野・野中（1973）³⁾は、東京都足立区本木町でのフィールドワークを踏まえて、「バタヤ」社会における資本をめぐる利害関係の重層性を描くとともに、「救済」や「厚生」の対象とみなす視線からは捉えきれない「バタヤ」の生活現実を浮き彫りにしている（須長2016）。これらの研究は、「バタヤ」をネガティブなものとして捉えるのではなく、その存在の多様性や多面性に注目することで、「バタヤ」の生活実態や様々な主体の活動を明示するとともに、当時の社会のあり方や行政政策の位置づけを見定めようとしている。

本稿は、これらの近年の研究成果が明示した多様かつ多面的な存在である「バタヤ」、およびかれらの生きられる空間である「バタヤ街」を俯瞰的に把握するために、戦後東京という都市空間における「バタヤ街」の空間的社会的状況とその変容過程に迫っていく。ここでの目的は、個別地区の事例を都市空間の中で相対的に位置づけること、さらには戦後東京という都市空間の社会のあり方や行政政策の変化をより広い観点から明らかにすることでもある。

具体的な研究方法としては、上記した関連書物や諸研究、資料の整理に加えて、拙稿（2015）で用いた『東京都環境地区調査』と当時の新聞記事資料を材料に、主に1950年代から60年代にかけての「バタヤ街」の状況にアプローチする。なお、「バタヤ・バタ屋」に関する新聞記事は、当時の実態を示すものであるとともに、表象として「バタヤ」への社会的認識やイメージを探るための貴重な言説資料と考えている。

本稿の構成は以下の通りである。次章では既存研究を整理する形で「バタヤ街」の社会空間のあらましとその生成過程とその要因を提示する。Ⅲでは、1950年代後半の都市空間における「バタヤ街」の実態と表象にアプローチする。Ⅳでは1960年代以降の「バタヤ街」の消滅過程とその要因を明らかにする。

Ⅱ 「バタヤ街」の社会空間とその生成過程

1. 1950年代、「バタヤ街」の社会空間

真夜中の霧のなかを、裏町のゴミ箱からゴミ箱へとあさりあるいて、拾いあつめた塵の山を、うず高く積み上げたバタ車が帰ってくる。

「マリアの広場」と呼ばれる街の中庭には、縄の山、屑鉄の山、紙屑の山でうずまる。

込新（紙屑）一貫五百、縄三貫、千地（屑鉄）八百匁・・・と、持ち帰った品物の山を、仕切場の人の秤にかけてもらおうと、すぐ帳場の窓口に行って現金をうけとる。

ちょうど、食堂からは、できたての味噌汁の香がプーンとただよってくる。

アリの街からは、毎日かささず馬力に山と積んだ縄と藁が、ボール紙工場に送り出される。つづいて、三尺角に梱包した紙屑の山や、屑鉄の山、空罐の山、空ビンの山が、あるいはト

ラックで、あるいはオートバイやリヤカーで、それぞれの再製工場へ送られる。

これは松居 (1953) が描いた「蟻の街」の様子である。ここで示されるように概ね「バタヤ街」は仕切場としての広場・倉庫、経営者の家族が暮らす家屋、そして「拾い屋」が寝泊まりする長屋、共同の水場、井戸、便所などで構成される。そのほか「蟻の街」には食堂や教会があり、「葬会」には食品店や魚屋、さらには宿泊所が経営されていた。また「後楽園バタヤ部落」には未就学児童のための学校もあった。もちろん、その生成の時期や立地する地域や環境との関係の中でその構成や配置は変わってくるが、「バタヤ」以外の住民を含めた、様々な人々の生活の軌跡が交差する「まち」が生成されていたのである。以下では、既存の調査研究やルポルタージュを資料に、戦後 1950 年代の都市東京における「バタヤ街」の建造環境の配置と社会関係のあり方について整理してみよう。

まず、「バタヤ街」の中心には、「蟻の街」では「マリアの広場」と呼ばれる、拾い屋が拾ってきた屑物を買上げるために大まかに分類する広場があり、その一隅に屑物を貯めておく倉庫・小屋、そのほか、拾集時に使用される籠や大八車に箱を乗せたバタ車の置き場なども存在していた。これらの広場と倉庫などの一帯が仕切場とよばれ、バタヤ経済の中心であったが、地区によってはそれらを取り囲む塀が設置されることもあった (星野・野中 1973: 88)。なお、「屑物取扱業に関する条例」では、第二種建場業は「19.83 平方メートル以上の買取場, 6.61 平方メートル以上の要消毒品貯蔵所, 消毒除外品貯蔵所, 66.11 平方メートル以上の営業用空地」を設け、「コンクリート, れんが, 鉄板等防そに適した材料で築造し, 出入口, 窓通風口等には, 防そおよび防虫の設備をすること」が義務づけられていたが、必ずしも全ての地区で守られていたわけではない。

そして仕切場の構内または隣接して経営者である仕切屋の自宅、そして拾い屋の宿舎があった。後者は 4, 5 世帯から大きいものは 10 数世帯を収容できる棟割長屋で、もちろん地区によってその内部構造は様々であるが、「決して入ってくる人達の条件を考えてはいない」(星野・野中 1973: 92) という点では共通していた。なかには部屋内に個別の生活設備が存在する場合もあったが、炊事場や井戸、便所等は共同での利用となることが多かった。

ところで、「バタヤ」を構成する仕切屋と拾い屋との関係性は経営者と従業員といった雇用関係ではなく、そこには売買関係が成り立っており、各々が自営業者という立場にあった⁴⁾。ただし、多くの研究が指摘するように、この関係性は前近代的な親-子関係、支配-従属関係下に置かれていた。拾い屋の住まいだけでなく、生活手段 (電気や水道, 生活設備など) と生産手段 (籠や「バタ車」など) の一切が仕切屋の手中にあったのである。また、こうした前近代的な関係性が買手独占市場を固定化し、仕切屋はたえず仕切価格を押し下げることによって、拾い屋が最低生活を間接的に強制されるような搾取状況も横行していた (東京都足立福祉事務所・足立区社会福祉協議会, 1958)⁵⁾。「バタヤ街」の建造環境はこのような特殊な関係性の結果であり、それを強化する条件にもなっていたのである。

そして「バタヤ街」は、当時の都市全体における社会的位置づけによっても維持されたとも言える。東京都足立福祉事務所・足立区社会福祉協議会（1958）によれば、仕切場は都市の住宅政策および清掃事業の二つの点で「絶対必要な存在」とみなされていた。前者については都市流入層にとっての「商売付きの住宅」を提供するものであり、後者については「東京都全体で仕切場を通じて取引される屑物は年間 40 億円」とも言われるように、廃品回収制度のなかで重要な地位を占めていたのである。したがって、このように政策上「絶対必要な存在」との都市における社会-空間的付置が、「バタヤ街」住民（特に拾い屋）の劣悪な生活・労働環境の固定化にも寄与していたと考えられる。

2. 「バタヤ街」の生成過程

「バタヤ街」はいつどのように生成したのだろうか。まず確認すべきは、必ずしも戦後由来の地区だけではなく、戦前に起源を持つ「バタヤ街」も存在していたことである。次章で検討する東京都民生局が 1959 年に発行した『東京都不良環境地区調査』によれば、たとえば足立区本木町地区の由来は「関東大震災後旧失いよりバタヤが転入密集す」とあり、三河島地区の場合は「大正 12 年の大震災で下谷万年町方面及び日暮里方面から集まった親分 6 人が応急用に建てたもので居住者は全部配下のバタヤであった」と記載されている。

東京都資源回収事業組合（1999）や浦野（2006）を参考に、戦前起源の「バタヤ街」の生成過程を辿ってみよう。元来、江戸期から明治期にかけて、屑物業者の多くは浅草周辺で活動していたが、1907 年に東京府が浅草周辺の屑物業者に対する郡部移転命令を提示したことで、その後、三河島や日暮里、隅田方面に集積することとなった。1914 年には、警視庁が「屑物営業取締規則」を発令、屑物業者に対して地域制限、距離制限、設備制限を提示したことで、この立地傾向は進展する。さらに 1923 年の関東大震災の発生によって、旧市内の仕切屋が荒川放水路を超えて千住地区や本木地区にも分散することとなった。その後 1927 年の警視庁令によって、日暮里と三河島方面に雑居していた「バタヤ」に対して荒川放水路以北への退去が通達され、翌 1928 年および 1933 年の「屑物営業取締規則」の改定によって旧市内の新規開業が認められなくなり、とりわけ本木界隈に仕切屋が集積することになったのである。

なお星野・野中（1973）によれば、当時、日暮里方面から荒川放水路北側へ渡るには、荒川にかかる竹橋と放水路の西新井橋が最も近かったこともあり、本木町に業者が集積したとのことである。第 1 表にある 1932 年と 1939 年に東京市が調査した「紙屑拾い」数を見ると、この期間において、荒川・足立界隈に集積している様子を確認できよう。その後、戦争の空襲被害や労働者不足により、荒川・足立界隈の再生資源業者は転業や廃業する場合もあったが、1946、7 年頃には「バタヤ街」は復活、戦前に比べては半減するが、仕切屋および「バタヤ」の集積がみられたようである。

一方で、戦後起源のものについては、戦後に都市内であらわれたバラック街（仮小屋集落）の一部が、「バタヤ街」として位置づけられるケースが多かった。岩田（2017）が説明するように、

第1表 東京都区部における「屑拾い」および「拾集人」数の推移

| 地域/年 | 1932年 | 1939年 | 1955年 | 1957年 | 1959年 | 1961年 | 1963年 | 1967年 | 1971年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 千代田・港・中央 | 48 | 114 | 83 | 214 | 181 | 199 | 79 | 74 | 39 |
| 文京・新宿・渋谷・豊島 | 256 | 81 | 274 | 682 | 844 | 685 | 571 | 240 | 106 |
| 台東・墨田・江東 | 184 | 591 | 346 | 676 | 672 | 219 | 330 | 396 | 210 |
| 足立・荒川・江戸川・葛飾 | 2,933 | 3,443 | 927 | 1,053 | 1,049 | 784 | 492 | 262 | 116 |
| 品川・目黒・大田 | 21 | 281 | 125 | 255 | 359 | 300 | 227 | 229 | 57 |
| 世田谷・中野・杉並・練馬 | 14 | 218 | 61 | 191 | 273 | 398 | 172 | 60 | 41 |
| 北・板橋 | 19 | 47 | 39 | 141 | 190 | 165 | 206 | 103 | 30 |
| 合計 | 3,475 | 4,775 | 1,855 | 3,212 | 3,568 | 2,750 | 2,077 | 1,364 | 599 |

注：1932年のデータは東京市役所（1935）の「鑑札制度廃止直前警察署管別紙屑拾い数」を参照。
 1939年のデータは東京市役所（1941）の「許可登録及び鑑札交付のバタヤ調査」を参照。
 1955年から1970年のデータは『東京都衛生年報』（1954～1971年）を参照。

1949年のドッジラインによるデフレ不況の後、統制価格の廃止と朝鮮戦争下における好況期において、鉄および古布、古紙の価格が急騰するなか、いわゆる「戦争屑、鉄屑」が多く出る都心のバラック街で「バタヤ」を行う者が多く現れた。また、戦前の警視庁による「屑物営業取締規則」が東京都衛生局への業務移管（1948年）と同時に失効し、法律上全くの「野放し状態」となっていたこと⁶⁾、「モグリ」と呼ばれる未認可の仕切屋や拾い屋がバラック街を拠点に活動することとなったのである。

1951年9月26日の読売新聞の記事「捉えたバタヤ地区の実態」には、「蟻の会」（浅草隅田公園内）、「葵会」（上野寛永寺境内）、「御徒町厚生会」、「新生明和会」（ともに国鉄御徒町－秋葉原間ガード下）、「無産者合同組合」、「更生会」（ともにお茶の水橋端）の6地区（組織）が紹介されているが、いずれも都心およびその近隣に立地していた⁷⁾。そのほか、東京都民生局（1959）の対象となった「バタヤ街」のうち、千代田区神田練堀町地区（戦後、遊民の人々が国鉄団地内に仮小屋を建て始めついに今日のバタヤ部落を形成するに至った）や千代田区大手町2丁目地区（戦後、公道脇に建てられたバラック住宅及び飯場を中心に漸次バタヤ部落が形成）などもこうした戦後起源の都心地区として見なすことができる。そして、1950年代中頃以降は、都心地区だけではなく、「池袋や渋谷といった新興盛り場の周辺地帯」（東京都足立福祉事務所・足立区社会福祉協議会、1958：24）においても「バタヤ街」は生成していくことになる。

1950年代に東京都区内でどの程度の「バタヤ」が存在したのか、1955年以降の「東京都衛生年報」に含まれる「屑物」「拾集人」数の推移を確認してみよう（第1表）⁸⁾。営業許可である鑑札を受けた者しかデータとして反映されていないため、「モグリ」は含まれておらず、全数を表したものではないが、1955年には1,855人、1959年には3,568人と増加していることがわかる。

この推移を地区別に見た場合、最も多く存在したのは戦前起源の本木町、三河島地区を含む足立・荒川・江戸川・葛飾区であった。ただ、1955年には927人と1939年の3,443人に比べて大きく減少しており、1959年には1,049人とあまり増加していない。また、都心地区（千代田・港・中央区）でも1955年の83人から1959年の181人と増加数は他地区に比べて少ない。これ

は上述した「モグリ」は統計に含まれていないことが想定されるものの、IVにて詳述するように、すでに「バタヤ街」の多くが立ち退きにより消滅していたことも要因かと思われる。

一方、1955年から1959年にかけて文京・新宿・渋谷・豊島区（277人→844人）や台東・墨田・江東区（346人→672人）、品川・目黒・大田区（125人→359人）、世田谷・中野・杉並・練馬区（61人→273人）、北・板橋区（39人→190人）はそれぞれ大きく増加しており、周辺地区への分散傾向が認められる⁹⁾。この傾向の理由としては、まず1950年代以降、池袋、新宿、渋谷などの盛り場が復興する中、そこで供出される屑物を求めた仕切屋や拾い屋が現れたことがある。そして、1953年の「屑物取扱業に関する条例」によって都心地区への取締りが厳しくなったこと、さらに一定程度の仕切場の広さが義務付けられたことで、相対的に取締りが緩い周辺地区に都心で立ち退きとなった仕切屋と拾い屋が移動していったことがあげられる。

以上、「バタヤ街」の社会空間の状況とその生成過程を既存研究から整理してきたが、次章では、とりわけ1950年代後半における「バタヤ街」の生活実態、さらには「バタヤ」に対する社会的表象を取り上げたい。

Ⅲ 都市空間における「バタヤ街」の実態と表象

1. 1950年代後半の東京における「バタヤ街」の社会・空間的特性

本章では拙稿（2015）と同様に、東京都民生局が1959年に刊行した報告書『東京都地区環境調査』のデータから、1958年当時における東京都23区内に存在した31の「バタヤ」地区（第2表）がいかなる状態であったか、不良環境地区全体（240地区）との比較の中で居住環境や社会的特性を明らかにしていく。

1) 「バタヤ街」全体の概要

まず全体の面積で見ると、不良環境地区全体96.6ヘクタールに対して、「バタヤ」地区は3.9ヘクタールであった。次に1地区あたりの面積や人口数の平均を見ると、一般不良環境地区の平均面積が4,586㎡に対して、「バタヤ」地区は1,283㎡であり、一般不良環境地区の平均人口335人に対して、「バタヤ」地区は355人あった。すなわち、「バタヤ」地区の平均人口はほぼ同程度であったが、面積は一般不良環境地区の約3分の1となっており、その人口密度が2,767人/㎢と極めて高くなっている。また、地区内の住戸数の平均においても同様で、「バタヤ」地区は非常に密集度が高い状態であった。前章で見たように、「バタヤ」地区内に仕切場の敷地が含まれていることを考慮すれば、居住空間が非常に狭小であったことが考えられる。

次に23区ごとの地区数と人口、そして面積に注目する。一般不良環境地区では、荒川区が地区数の15.9%、人口23.8%、面積23.0%とそれぞれ最も高い割合を表しており、地区数だけで見た場合、荒川区に次いで足立区、文京区、中央区、中野区、大田区、新宿区、墨田区、葛飾区、江東区の順となっている。一方、「バタヤ」地区を見ると、まず地区数では台東区に6地区、

第2表 東京都区部における「バタヤ」地区の概要

| 区 | 所在区域 | 住居数 | 世帯数 | 人口 | 面積 (m ²) | 不良度 | 地区類型 | 土地 特徴 | 形成 時期 |
|-----|-------|-----|-----|------|-------------------------|-----|------|----------|----------|
| 千代田 | 神田練堀町 | 18 | 18 | 42 | 150 | C | 一般老朽 | 線路 | 戦後 |
| 千代田 | 大手町 | 43 | 40 | 125 | 1,800 | B | 一般老朽 | 線路 | 戦後 |
| 新宿 | 富久町 | 76 | 76 | 179 | 340 | A | 仮小屋 | 適正 | 戦後 |
| 新宿 | 百人町 | 57 | 68 | 241 | 250 | A | 仮小屋 | 線路 | 戦後 |
| 新宿 | 西大久保 | 60 | 65 | 288 | 500 | A | 仮小屋 | 線路 | 不明 |
| 新宿 | 百人町 | 89 | 99 | 278 | 900 | A | 仮小屋 | 線路 | 戦後 |
| 文京区 | 小石川町 | 180 | 352 | 945 | 1,650 | A | 仮小屋 | 公共 | 不明 |
| 台東区 | 今戸 | 31 | 31 | 111 | 150 | A | 仮小屋 | 公共 | 戦後 |
| 台東区 | 花川戸 | 69 | 72 | 212 | 501 | A | 仮小屋 | 公共 | 戦後 |
| 台東区 | 花川戸 | 14 | 14 | 36 | 200 | A | 仮小屋 | 線路 | 1956年 |
| 台東区 | 下谷練堀 | 29 | 44 | 486 | 208 | A | 仮小屋 | 線路 | 戦後 |
| 台東区 | 松清町 | 70 | 88 | 310 | 350 | A | 仮小屋 | 公共 | 不明 |
| 台東区 | 浅草聖天町 | 28 | 87 | 150 | 600 | A | 仮小屋 | 適正 | 1950年 |
| 墨田区 | 亀沢町 | 12 | 12 | 42 | 1,000 | A | 仮小屋 | 線路 | 不明 |
| 墨田区 | 亀沢町 | 110 | 110 | 250 | 693 | A | 仮小屋 | 線路 | 不明 |
| 墨田区 | 亀沢町 | 109 | 109 | 309 | 1,510 | A | 仮小屋 | 線路 | 戦後 |
| 江東区 | 高橋 | 33 | 33 | 102 | 120 | A | 仮小屋 | 公共 | 戦後 |
| 江東区 | 枝川町 | 215 | 326 | 1292 | 5,000 | A | 仮小屋 | 適正 | 戦前 |
| 大田区 | 上池上町 | 66 | 56 | 163 | 312 | B | 仮小屋 | 適正 | 戦後 |
| 渋谷区 | 幡ヶ谷原町 | 50 | 71 | 268 | 900 | B | 仮小屋 | 道路 | 戦後 |
| 中野区 | 広町 | 37 | 37 | 83 | 250 | A | 仮小屋 | 河川 | 不明 |
| 中野区 | 江古田 | 18 | 17 | 41 | 182 | A | 一般老朽 | 適正 | 不明 |
| 豊島区 | 要町 | 236 | 217 | 536 | 1,400 | A | 仮小屋 | 適正 | 1954年 |
| 北区 | 王子町 | 54 | 56 | 206 | 500 | A | 仮小屋 | 公共 | 戦後 |
| 荒川区 | 三河島町 | 115 | 106 | 234 | 380 | C | 仮小屋 | 適正 | 不明 |
| 荒川区 | 三河島町 | 86 | 72 | 265 | 120 | A | 仮小屋 | 適正 | 1923年 |
| 板橋区 | 大谷口町 | 24 | 24 | 106 | 1,357 | C | 仮小屋 | 適正 | 不明 |
| 足立区 | 本木町 | 287 | 254 | 748 | 2,652 | A | 仮小屋 | 適正 | 1923年 |
| 足立区 | 本木町 | 637 | 704 | 2274 | 12,900 | A | 仮小屋 | 適正 | 1923年 |
| 足立区 | 本木町 | 658 | 57 | 569 | 1,901 | A | 仮小屋 | 適正 | 1923年 |
| 葛飾区 | 小菅町 | 35 | 33 | 114 | 1,000 | A | 仮小屋 | 適正 | 1923年 |

注：『東京都地区環境調査』により作成。

新宿区に4地区、足立区、墨田区に3地区と立地している。また、人口では足立区(32.6%)、江東区(12.7%)、台東区(11.9%)、新宿区(9.0%)、文京区(8.6%)の順に多くなっており、面積では足立区(43.9%)、江東区(12.9%)、墨田区(8.1%)の三区で半数を超えている。

地区の形成時期を見ると、戦後起源が16地区と多く、戦前起源が6地区、不明が9地区であった。先述したように、古くは荒川区三河島地区や足立区本木町地区の1923年で、台東区花川戸地区の1956年や豊島区要町地区の1954年のように、1950年代以降に形成する地区も存在した。土地の特徴について確認すると、適正な地区が13地区に対して「不法占拠」を含めた不適正な地区が18地区であった。適正な地区の多くが戦前に、不適正の地区が戦後に形成していることが目立つ。また、不適正の地区の特徴で分類すると、高架下を含めた線路周辺が10地区と最も多く、公園や寺社境内といった公共用地が6地区、河川沿岸および道路周辺がそれぞれ1地

区であった。さらに表にはないが、教育や医療、そして市場など生活上必要な施設との近接性については、一般不良環境地区では「良い」が約 59% であるのに対して、「バタヤ」地区では約 19% と低く、「甚だしく悪い」が約 45% となっており、「バタヤ」地区が一般不良環境地区よりも不便な場所にあったことが理解できよう。

2) 「バタヤ街」の住環境

①住宅状況

「バタヤ」地区の住宅はいかなる状態だったのだろうか。まず地区類型から確認すると（第 2 表）、3 地区が一般老朽地区と位置づけられるのに対して、28 地区が仮小屋地区であった。これは普請の程度と関係しており、一般不良環境地区では本建築の住宅が 77.5%、素人大工（居住者が大工の手伝いをして建てた種類のもので、本建築に準ずる程度のもの）が 14.3%、仮小屋・壕舎が 8.0% だったのに対して、「バタヤ」地区では本建築が 23.1%、素人大工が 36.8%、仮小

第 3 表 「バタヤ」地区の住宅および土地の状況

| | | 「バタヤ」地区 | 一般不良環境地区 | 東京都区部 |
|--------|---------|---------|----------|-------|
| 普請程度 | 本建築 | 23.1% | 77.5% | 99.0% |
| | 素人大工 | 36.8% | 14.3% | — |
| | 仮小屋・壕舎 | 39.0% | 8.0% | 1.0% |
| | 不詳 | 1.2% | 0.2% | — |
| 建築時期 | ～5 年 | 21.1% | 9.2% | — |
| | 6～10 年 | 26.5% | 11.5% | — |
| | 11～15 年 | 13.2% | 18.6% | — |
| | 16～20 年 | 4.3% | 6.4% | — |
| | 21 年～ | 21.1% | 45.8% | — |
| | 不詳 | 13.9% | 8.4% | — |
| 破損状況 | 健全 | 21.3% | 20.1% | 63.3% |
| | 少修理必要 | 43.9% | 36.6% | 20.5% |
| | 大修理必要 | 19.3% | 28.9% | 7.4% |
| | 修理不能 | 12.5% | 12.2% | 8.8% |
| | 不詳 | 3.1% | 2.2% | 0.0% |
| 建て方 | 戸建て | 26.3% | 26.2% | 61.2% |
| | 長屋建 | 66.1% | 47.7% | 16.2% |
| | 共同 | 6.5% | 25.8% | 21.4% |
| | その他 | 1.0% | 0.3% | 1.4% |
| 住宅所有形態 | 持家 | 29.3% | 30.6% | 56.1% |
| | 借家 | 39.2% | 59.8% | 36.1% |
| | 給与住宅 | 27.5% | 7.6% | 7.7% |
| | 不詳 | 4.0% | 1.9% | — |
| 土地所有形態 | 自己宅地 | 2.7% | 9.2% | — |
| | 借地 | 44.6% | 68.7% | — |
| | 不詳 | 52.7% | 22.0% | — |

注：『東京都地区環境調査』により作成。

東京都区部のデータは総理府統計局（1960）を参照。

屋・壕舎が39.0%であった(第3表)。次に、前述した地区の形成時期と重なるが、住宅の建築時期を見ると、一般不良環境地区では45%以上の住宅が20年以上前に建築されている一方で、「バタヤ」地区の住宅の60%以上が20年未満に建築されており、20年以上が21.1%となっている。住宅の破損の程度について見ると、「バタヤ」地区の方が健全な住宅の割合(21.3%)が高く、「大修理を要する」や「修理不能・居住危険」(腐朽破損が甚だしく、建物は傾斜し、屋根は波打ち、風雨、地震等に危険を感じる)の比率も一般不良環境地区の方が高くなっている。以上のことから、「バタヤ」地区は仮小屋が多くを占めるものの、住宅の建築状況は相対的に良好であったことがわかる。

住宅の建て方については、一般不良環境地区では戸建と長屋建とを合わせた割合が73.9%で、老朽化した引揚者定着寮や応急転用都営アパートを含む共同住宅は25.8%となっている。これに対して、「バタヤ」地区では戸建と長屋建とを合わせた割合が92.4%で、共同住宅は6.5%と違いが生じている。住宅の所有関係について見ると、「バタヤ」地区の持家率は29.3%と、一般不良環境地区の30.6%とほぼ同様であるが、借家の割合は一般不良環境地区が59.8%に対して、「バタヤ」地区は39.2%と低くなっており、給与住宅の割合が27.5%となっている。給与住宅が高い要因としては、仕切屋が提供する家屋にバタヤが住むケースが多いからだろう。土地の権利関係で見ると、「バタヤ」地区では借地が44.6%に対して、自己宅地が2.7%と極めて低く、「不詳」が52.7%と高い。「不詳」の割合が高い理由としては、土地の「不法占拠」状態が考えられる。

②地区環境

本報告書は地区環境の不良度を判定する指標として、敷地条件や台所・便所の有無、一人当たりの居住面積など10項目の判定項目を設定している。この判定項目にもとづき、それぞれの地区がA(緊急に地区改善の必要ありと思われる地区)、B(Aについて早急に地区改善の必要ありと思われる地区)、C(A,B以外の地区)という三段階の地区不良度によって分類されている。

この不良度という総合的な指標から見ると、一般不良環境地区ではAが19.9%、Bが30.1%であるのに対して、Cが最も多く50.0%を示しているが、「バタヤ」地区ではAが76%と圧倒的に多く、Bは16%、Cは8%であった(第4表)。この結果からもわかるように、「バタヤ」地区が一般不良環境地区に比べ、環境改善が最も早急に必要とされる地区であったことが指摘できよう。この点は拙稿(2015)でも示したが、「バタヤ」をめぐる条件が居住環境の悪化を引き起こしている可能性がある。

上記の不良度を判定する基準のうち、目立った生活環境に関する指標を取り上げてみると、まずは台所について、東京都区部全体で9割以上、一般不良環境地区でも約7割以上の世帯で設備があるのに対して、「バタヤ」地区では4割ほどしかなかった。台所や風呂の洗場から出る汚水の排水設備がない世帯が一般不良環境地区では25.6%であるのに対して、「バタヤ」地区では47%となっている。水はけの状況については、「バタヤ」地区の65.6%の住宅が悪いと評価されて

第4表 「バタヤ」地区の生活環境の状況

| | | 「バタヤ」地区 | 一般不良環境地区 | 東京都区部 |
|--------|------|---------|----------|-------|
| 不良度 | A | 76.0% | 19.9% | — |
| | B | 16.0% | 30.1% | — |
| | C | 8.0% | 50.0% | — |
| 台所の有無 | 有り | 41.2% | 74.1% | 99.3% |
| | 無し | 58.5% | 25.2% | 0.7% |
| | 不詳 | 0.2% | 0.6% | — |
| 台所使用状況 | 専用 | 79.6% | 75.3% | 88.3% |
| | 共同 | 18.7% | 21.4% | 11.7% |
| | 不詳 | 1.7% | 3.3% | — |
| 排水状況 | 敷地外 | 39.0% | 64.8% | — |
| | 戸外 | 9.7% | 7.8% | — |
| | 設備なし | 47.0% | 25.6% | — |
| | 不詳 | 4.3% | 1.8% | — |
| 水はけ条件 | 良い | 31.8% | 58.9% | — |
| | 悪い | 65.6% | 39.3% | — |
| | 不詳 | 2.6% | 1.7% | — |
| 便所の状況 | 戸内専用 | 24.6% | 54.4% | 81.2% |
| | 戸外専用 | 5.8% | 0.8% | — |
| | 戸内共同 | 1.6% | 17.4% | 18.8% |
| | 戸外共同 | 65.1% | 26.5% | — |
| | 不詳 | 3.0% | 0.9% | — |
| 給水状況 | 専用水道 | 14.7% | 38.1% | 82.1% |
| | 専用井戸 | 1.0% | 0.7% | — |
| | 共同水道 | 60.4% | 50.4% | 17.2% |
| | 共同井戸 | 23.6% | 10.2% | — |
| | その他 | 0.0% | 0.4% | — |
| | 不詳 | 0.3% | 0.2% | 0.7% |

注：『東京都地区環境調査』により作成。
東京都区部のデータは総理府統計局（1960）を参照。

いる。また、便所の状況については、戸内外の専用便所が3割ほどで、戸外の共同便所を使用する世帯が65.1%となっている。それはまた「バタヤ」地区の約8割が共同の水道および井戸を利用している状況からもうかがえる。

3) 「バタヤ街」の社会的特性

「バタヤ街」にはいかなる人々がどのように暮らしていたのだろうか（第5表）。まず、確認すべきは、「バタヤ街」と位置づけられた地区内の居住者全てが「バタヤ」ではなかったということである。世帯主の職業を見ると、「バタヤ」が含まれる「その他」が46.6%となっているように、半数以上が「バタヤ」ではないことがわかる。「バタヤ」以外の職種についてみると、賃金給料生活者のうち、筋肉系統（工場、会社、商店等肉体労働に従事する者および特定の従業所をもたない日雇労働者）が14.9%で、事務技術系統の7.7%となっている。一般不良環境地区（事

第5表 「バタヤ」地区に暮らす世帯主の職業と収入状況

| | | | 「バタヤ」地区 | 一般不良環境地区 | 全国市部 |
|-------|-----------|-------|---------|----------|-------|
| 世帯主職業 | 賃金労働 | 筋肉 | 14.9% | 20.9% | — |
| | | 事務技術 | 7.7% | 25.4% | — |
| | 自営業 | 職人 | 5.7% | 10.0% | — |
| | | 個人経営 | 8.1% | 13.1% | — |
| | | 自由業 | 10.3% | 4.9% | — |
| | 無職 | | 5.2% | 7.9% | — |
| その他 | | 46.6% | 15.7% | — | |
| 不詳 | | 1.5% | 2.0% | — | |
| 現金収入 | ～9,999 円 | | 46.5% | 16.5% | 10.5% |
| | ～19,999 円 | | 29.0% | 33.0% | 40.2% |
| | ～29,999 円 | | 8.7% | 23.7% | 28.8% |
| | 30,000 円～ | | 4.4% | 10.4% | 20.1% |
| | 不詳 | | 11.4% | 16.4% | 0.4% |

注：『東京都地区環境調査』により作成。
 全国市部のデータは総理府統計局（1960）を参照。

務技術系統が25.4%，筋肉系統が20.9%）に比べれば低いものの、「バタヤ」地区が均質的な社会構成ではなかったことがわかる。また、職人や商工個人企業などを含む自営業者の割合は、一般不良環境地区は28%に対して、「バタヤ」地区が24%となっている。このうち、「バタヤ」地区では、職人や個人経営が一般不良環境地区よりも低い割合となっているが、個人的な独立事業主で、特殊技能または知識を内容とする業務である「自由業」に従事する世帯主が10.3%と一般不良環境地区の約2倍の高さとなっている。なお、無職者については、「バタヤ」地区は5.2%と、1960年当時の東京都内の平均失業率0.7%に比べると高い割合だが、一般不良環境地区の7.9%より低い。これは何らかの労働に従事する者が多かったことを示している。

世帯主の実収入を見ると、当時の東京都標準世帯の一世帯あたりの平均33,998円（1957年10月東京都総務局標準世帯家計調査報告調べ）に対して、平均8,917円となっており、一般不良環境地区の平均17,432円よりもかなり低くなっている。これは当時の生活扶助受給世帯の平均11,386円（1957年11月東京都民生局被保護世帯生活実態調査）よりも低い。その割合を見ると、1万円以下の世帯が46.5%を占めており、困窮世帯が多く存在していたことがわかる。地区の居住者が「バタヤ」だけではないこと、また、それに仕切屋など個人経営者が含まれていたことを考えると、「バタヤ」の収入の低さが際立っていたことが認識できよう。傍証として、少し時期は遡るが、通称「葵部落」で1953年になされた調査によれば（東京都立大学社会学研究室分室、1953）、「バタヤ」の多くは1日300円で20日間労働するものが多く、平均収入はおよそ6,000円と記述されており、地区に暮らす他の職種に比べても低い値となっている。

次に「バタヤ」地区の居住状況について見ていこう（第6表）。「バタヤ」地区における1世帯あたりの平均世帯人員は3.2人で、単身世帯の比率が、一般不良環境地区よりもかなり高くなっている。次に1人当たりの占有畳数について見ると、1.5畳未満の世帯が、「バタヤ」地区で40.7

第6表 「バタヤ」地区の居住状況

| | | 「バタヤ」地区 | 一般不良環境地区 | 東京都区部 |
|----------|----------|---------|----------|-------|
| 世帯人員 | 1人 | 21.9% | 9.8% | 6.9% |
| | 2～3人 | 29.3% | 30.0% | 32.9% |
| | 4～5人 | 35.2% | 36.0% | 35.2% |
| | 6人～ | 13.6% | 24.2% | 25.0% |
| 1人当り畳使用数 | ～1.4畳 | 40.7% | 29.8% | 6.2% |
| | 1.5～2.4畳 | 33.2% | 37.3% | 28.0% |
| | 2.5～3.9畳 | 20.8% | 20.6% | 30.1% |
| | 4畳～ | 5.3% | 11.5% | 35.7% |
| | 不詳 | 0.1% | 0.8% | — |
| 居住期間 | 1年未満 | 6.1% | 2.4% | — |
| | 1～5年 | 52.8% | 23.1% | — |
| | 5～10年 | 24.4% | 21.1% | — |
| | 10～15年 | 12.1% | 28.9% | — |
| | 15～20年 | 2.3% | 6.0% | — |
| | 20年以上 | 2.4% | 18.5% | — |
| 家賃 | 無料 | 19.7% | 3.5% | 2.4% |
| | ～299円 | 10.2% | 27.1% | 1.5% |
| | ～1,499円 | 56.1% | 41.1% | 17.8% |
| | ～2,999円 | 11.5% | 18.4% | 23.4% |
| | 3,000円～ | 2.5% | 9.9% | 54.7% |

注：『東京都地区環境調査』により作成。

東京都区部のデータは総理府統計局（1960）を参照。

%と、一般不良環境地区の29.8%を大きく上回っている。当時、総理府統計局による『住宅統計調査』において、1人当たり畳数2.5畳未満が狭小過密として捉えられていたことを踏まえると、「バタヤ」地区の住居水準の低さが示されている。

「バタヤ」地区居住者の居住期間の平均は4.75年で、一般不良環境地区の平均10.1年の半分の値となっている。83.3%の世帯が10年に満たず、流動性が高いことが考えられるが、戦前に形成された荒川区三河島地区の場合は平均23年となっている。同じく戦前起源の足立区本木町3地区もそれぞれ平均10年程度であるが、居住期間20年以上が合計100世帯以上存在している。流動性だけではなく、定着性も見られた。

最後に、「バタヤ」地区における借家の平均家賃は741円となっている。これは、一般不良環境地区の平均家賃の634円に比べ若干高い。ただし、平均家賃の分布を見ると、「バタヤ」地区では無料が19.7%と一般不良環境地区の5倍を超えている。このように300円未満や無料という地区も多く存在していたが、その一方で板橋区大谷口地区（4,500円）や江東区高橋地区（3,250円）など高家賃地区もあった。通常、家賃は立地条件や地価、住宅の建築年数などを反映するが、立地や住宅の質が劣悪である「バタヤ」地区の家賃設定には独自の要因もうかがえる。また、家賃のデータが16地区しか明らかになっていないが、仕切屋が提供する住宅（給与住宅）の場合、そもそも家賃自体が存在しなかったことも考えられる。

2. 「バタヤ」に対する社会的表象：新聞記事の内容整理・分析から

以上に見てきた実態に対して、「バタヤ」はどのように社会的に表象されてきたのだろうか。本節では「バタヤ」に関する新聞記事の内容整理と分析を通じて、この課題にアプローチする。まず、ヨミダス歴史館（読売新聞）と聞蔵Ⅱビジュアル（朝日新聞）毎索（毎日新聞）を用いて、それぞれ「バタヤ・バタ屋」をキーワードに検索したところ、読売新聞は392件、朝日新聞は157件、毎日新聞は126件の計675件の新聞記事が該当した（第7表）。

これらの記事を時期別に区分すると、戦前（1932年～1945年8月）の記事が72件（読売44件、朝日28件）、戦後（1945年8月以後）が603件（読売348件、朝日129件、毎日126件）であった。戦前においては、1932年2月21日の読売新聞の記事「至誠学舎の記事を見、少年改悟す 屑拾いから温かい生活へ」が最も古く、多くの記事は1934年から1938年の間のもので、1942年から終戦までの記事は存在しない。また、戦後については1947年6月14日の読売新聞の記事「殿下とクズ屋 日に500円拾う 無から有を生む一大生産工場／東京・足立」が初出で、1950年までは計23件だった。1951年以降に記事数は増加し、1954年に74件となり、その後若干減少するが、1958年には79件と最も多くの記事が掲載された。このように1951年から1960年までに511件の記事が掲載され、1950年代における「バタヤ」への認識が高まったことを示している。その後1960年代に入るとその数は激減し、1970年代初頭で「バタヤ」と記載された記事はほとんど見られなくなる。なお、新聞社ごとに時期的な偏りはほとんど存在しなかった。

次に、記事内容を確認したところ、「事件」（231件）、「火災」（82件）、「実態報告」（77件）、「行政対応」（90件）、「善行・人情話」（82件）、「更生・支援」（48件）、「文化・芸能」（22件）、「投書・評論」（20件）、「その他」（23件）の9分野を析出することができた。その論調は多様で

第7表 「バタヤ・バタ屋」に関する新聞記事

| 項目 | 年代別 | | | | | | | 合計 | 地域別 | | | | | 合計 |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|-----|----------------|----------------|-----------------------|-----------------------|-----|----|
| | 32 40 | 41 45 | 46 50 | 51 55 | 56 60 | 61 65 | 66 | | 千代田 港 中央 | 台東 墨田 江東 | 足立 荒川 江戸川 葛飾 | 文京 新宿 渋谷 その他 | | |
| 事件 | 23 | 0 | 10 | 117 | 62 | 15 | 4 | 231 | 45 | 38 | 39 | 41 | 163 | |
| 火災 | 4 | 1 | 1 | 20 | 51 | 5 | 0 | 82 | 23 | 28 | 14 | 11 | 76 | |
| 実態報告 | 11 | 0 | 6 | 32 | 18 | 3 | 7 | 77 | 20 | 16 | 7 | 12 | 55 | |
| 行政対応 | 2 | 0 | 2 | 52 | 30 | 4 | 0 | 90 | 35 | 20 | 4 | 18 | 77 | |
| 善行・人情話 | 19 | 0 | 4 | 31 | 20 | 5 | 3 | 82 | 25 | 17 | 16 | 10 | 68 | |
| 更生・支援 | 3 | 2 | 0 | 8 | 27 | 4 | 4 | 48 | 5 | 21 | 9 | 4 | 39 | |
| 文化・芸能 | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 | 7 | 0 | 22 | 0 | 8 | 0 | 1 | 9 | |
| 投書・評論 | 0 | 0 | 0 | 9 | 9 | 1 | 1 | 20 | 3 | 5 | 1 | 1 | 10 | |
| その他 | 7 | 0 | 0 | 3 | 7 | 3 | 3 | 23 | 0 | 5 | 2 | 0 | 7 | |
| 合計 | 69 | 3 | 23 | 278 | 233 | 47 | 22 | 675 | 156 | 158 | 92 | 98 | 504 | |

注：ヨミダス歴史館、聞蔵Ⅱビジュアル、毎索を用いて作成。

あるとともに、それぞれ記事数に偏りがあった。

まず最も多かった「事件」は、殺人や暴行、覚醒剤（ヒロポン）などの犯罪・反社会的行為の実行に関わるケースであるが、被害者や目撃者として「バタヤ」が報道されることもあった。いずれにせよ、見出しに「バタヤ・バタ屋」が含まれることや記事内容において「バタヤ」が犯罪に関与したことが数多く報道されることで、当該職種やかれらの拠点となる「バタヤ街」が犯罪の温床（巢窟）であるとの認識が社会に浸透していったことが考えられる。関連して、「火災」については、「バタヤ街」で発生した火事被害の報道が中心であるが、とりわけ1950年代後半になると、その原因として「放火」が目立つようになる。そこでは、反社会的行為として、火災保険金を詐取するための方策として、「バタヤ街」住民自らが放火を実施したことも報じられている。

続いて多いのが「行政対応」である。「バタヤ街」の立ち退き執行に加えて、覚醒剤の売買や密造酒製造など地区内での犯罪行為に関する行政当局や警察による取締り（手入れ）を報道する記事群である。「バタヤ街」の多くが土地を「不法占拠」していたこと、かつ反社会的行為や衛生状況が社会問題となる中で、立ち退きや取締りが「正論」として位置づけられる場合もあれば、温情的な目線からかれらの窮迫した状況を捉える記事も含まれていた。

そして「実態報告」に分類される記事群では、「バタヤ」の労働環境や生活環境における不衛生な状況を問題視する論調が目立っている。これらの記事はすでに戦前から存在したが、戦後は地区内の悪臭問題や赤痢などの伝染病に関する報道のほか、1955年以降は東京都清掃本部の先導により進められた都民運動「ハエと蚊をなくす生活実践運動」のなかで「バタヤ街」がクローズアップされることが多かった。また、こうした衛生問題の一方で、景気動向を図る指標として「バタヤ」の経営状況を報じる記事も存在した。たとえば読売新聞の1954年6月23日の記事「スクラップ屋 光らぬヒカリモノ」では、朝鮮特需によって引き起こされた「金ヘン景気」（特に屑鉄価格の値上がり）における「バタヤ」の増加とその後の顛末が記載されている。そのほか、「バタヤ」の内部の実態が報じられるものとしては、行政による立ち退きや取締りに対する「バタヤ街」住民を取材したもの、窃盗団の拠点への潜入取材、さらには貧困状況への注目など、その観点は多様であった。

ここまで示した記事群が比較的ネガティブな印象で書かれた記事が目立つ一方で、「善行・人情話」、「更生・支援」、「文化・芸能」の各記事群など、温情的な観点から報じた記事も存在する。とりわけ「善行・人情話」で目立つのは、紛失物を「バタヤ」が拾い、「正直に」届けるというケースである。「事件」関連の記事に含まれる「窃盗犯」との対比において、こうした行為が報じられることが多かった。また「更生・支援」では、「バタヤ」自身の更生や梶大介が主導した「東都バタヤ労働組合」といった「バタヤ」たちの連帯が扱われたもの¹⁰⁾、さらには学生によるセツルメントや未就学児への教育支援¹¹⁾など、貧困にあえぐ「バタヤ街」住民に対するサポートに関する記事が含まれる。「文化・芸能」については、Iで述べたような、映画や演劇、ドラマ、漫画など「バタヤ」を扱った作品を紹介する記事で、演劇『蟻の街の奇蹟』（松居桃櫻

作, 阿木翁助演出) に出演する劇団東芸の俳優たちが実際に「蟻の街」にて「バタヤ」体験を行ったことも報じられている¹²⁾。

「投書・評論」(20件)については、「あるバタヤの話 守る“ドン底”のモラル」(読売新聞1953年11月29日)のような温情的な観点の記事もあれば、一方で「ガンは隅田公園 バタヤ部落撤去を 浅草をよくする座談会/東京」(読売新聞1954年8月21日)のように、座談会形式で観光や町の振興のなかで「バタヤ街」を排除するものも含まれる。「その他」(23件)の中で興味深いのは、戦前において戦争協力する「バタヤ」が登場する場合や、戦後の普通選挙が行われる中で、「バタヤ」の選挙権にフォーカスするものなど、当時の社会状況と関連する記事である。

続いて、以上の記事群を地域別に分類してみると、都心三区(千代田・港・中央)が156件、台東・墨田・江東区が158件、足立・荒川・江戸川・葛飾区が92件、文京・新宿・渋谷区などその他が98件となっており、第1表で見た「拾集人」数の分布との間に相関関係があるわけではない。もちろん時期的な違いはあるものの、新聞記事に登場する場所は、「バタヤ」が最も多く存在した足立区(75件)よりも台東区(106件)や中央区(86件)が顕著であるように、実態との「ずれ」が存在したのである。これは都市内における可視性による結果であろう。都心の「バタヤ街」は多くの人びとに「見えやすい」存在であるからこそ記事になりやすかっただろうし、また各新聞社がそれぞれ都心に立地していることも関係しているだろう。実際、それぞれの本社近くの有楽町や銀座界隈の「バタヤ街」が多く登場する。

そして、この表象と実態における「ずれ」は地域のみならず、内容面においても存在したことが想起される。すなわち、新聞記事による社会的表象は決して現実すべての反映ではなかったということである。それは上記した可視性(見えやすさ)に起因するだけではなく、記事に「する/しない」(あるいは属性や現場を「バタヤ・バタヤ街」と記載する/しない)といった取捨選択が働いたのであり、それはひいては新聞記事の言説が社会的現実を構成していたとも捉えられるだろう。

その意味で、「バタヤ」に関する記事の中で、「蟻の街」や「葵部落」といった固有名のほか、「バタヤ街」あるいは「バタヤ部落」と、当地を閉曲線で囲まれた領域として表象する言説が多く含まれていることに注目する必要がある。すなわち、原口(2003)が寄せ場「釜ヶ崎」の「場所の構築」過程で明らかにしたのと同様に、「バタヤ」をめぐる排他的な地理的表象が反復して報じられることで、「バタヤ街」住民と一般社会とを区分する社会的な境界が生み出されていたことが考えられる。それは排除性を有する記事だけではなく、たとえ温情的なものであったとしても、その境界を補強、固定化するものとして機能したことにもなる。

さらに、原口(2003)を踏まえれば、このような特定の地理的表象と関連付けた言説は、当該空間を一つの問題領域として構成するとともに、政策課題の明確化や制度的実践が介入する確固たる基盤の形成にも寄与する。したがって、「バタヤ街」をめぐる治安、衛生上の問題、さらには土地の「不法占拠」状態が政策課題として明確にするものであり、ひいては「バタヤ」および

「バタヤ街」を消滅させるための取り締まりや強制立ち退きといった制度的実践の基盤が形成されていったのである。次章では、こうした制度的実践を含めて、「バタヤ街」の消滅、あるいは不可視となる過程について検討してみたい。

IV 「バタヤ街」の消滅過程とその要因

東京都内の「バタヤ街」は1960年代にほぼ消滅していく。しかし、それぞれの地区ごとに消滅時期が違ふこと、また地区内においても段階的に消滅するなど、その過程は決して直線的ではなかった。本章では1950年代と1960年代とに分けて、都市の社会・空間的状況および行政対応の違いに注目しながら、「バタヤ街」の消滅過程とその要因を明示していく。

1. 1950年代、強制撤去の進行と「バタヤ街」の不可視化

東京都による「バタヤ街」撤去の契機は、1950年9月の神田河岸の仮小屋への立ち退き命令、さらには1951年8月に東京都民生局が建設局や建築局など関連部局とともに仮小屋生活者対策協議会を設置し、警察の協力のもと、都心の仮小屋集住地区（バラック街）の撤去の方針を明確化させたことにある。

Ⅲ-2 で利用した新聞記事リストから「バタヤ街」の撤去事例を確認すると（第8表）、1952年3月に隅田公園内の「新生会」89名の立ち退きが実施され、同年8月には民生局と東京鉄道管理局東京工事事務所によって、帝国ホテル裏に存在した通称「銀座裏バタヤ部落」（170世帯400人）での大規模な撤去がなされた。また、通称「お茶の水部落」の撤去（125世帯240人）も同年12月に実施されている。翌1953年1月には東京都による移転対策費1億円計上、同年10月の「屑物取扱業に関する取締条例」制定によって「モグリ」営業への取締りが厳格化したことを受け、撤去の規模の拡大し、そのスピードも加速していった。新聞記事からは1953年から1959年の間で22地区での撤去が実施されたことを確認できる。

なお、それぞれの撤去は東京都民生局や建設局、各地域の警察署が主な実施主体で、立退者は各々、都内各所の保護施設へと収容されている。岩田（2017）が指摘するように、終戦直後のGHQの要請のとなされた「浮浪者」の「かりこみ」対策と同じように、建設局や警視庁による撤去と、民生局による保護施設などの収容の組み合わせによって居住者の立ち退きが迫られたのである。

ところで、この一連の東京都による「バタヤ街」対策の中でピックアップされたのが、先述した御徒町ガード下の「厚生会」と「明和会」、お茶の水の「無産者生産協同組合」、[厚生会]、上野寛永寺境内の「葵部落」および隅田公園の「蟻の街」のいわゆる「六大部落」¹³⁾であった。この「六大部落」では住民が組織化されてこともあり、東京都当局は強権的ではなく、代表者との対話・交渉を行っていた。松居（1953）には当時の東京都民生局長であった磯村英一や同建設局長の石川栄耀との交流が描かれている。そして1951年8月の代表者懇談会では、東京都から

第8表 「バタヤ街」の撤去事例

| 撤去年月 | 区 | 場所 (通称名含む) | 世帯 | 人口 | 撤去主体 | 収容先 |
|----------|-----|--------------|-----|-----|-------------|------------|
| 1952年3月 | 台東 | 新学生会 (隅田公園内) | 不明 | 89 | 都民生局, 建設局 | 目黒厚生寮など6か所 |
| 1952年8月 | 中央 | 「銀座裏バタヤ部落」 | 170 | 400 | 都衛生局, 東鉄 | 都内5か所の施設 |
| 1952年12月 | 文京 | 「お茶の水部落」 | 125 | 240 | 都民生局 | 品川浜川寮ほか |
| 1953年4月 | 中央 | 新橋-有楽町間ガード下 | 不明 | 67 | 都民生局 | 深川新幸ホームほか |
| 1953年7月 | 中央 | 「銀座裏バタヤ部落」 | 不明 | 29 | 不明 | 不明 |
| 1953年11月 | 千代田 | 国電水道橋ガード下 | 16 | 46 | 都建設局道路部 | 尾久資源回収組合住宅 |
| 1953年12月 | 中央 | 西銀座泰明小学校裏 | 不明 | 27 | 都民生局, 築地署 | 深川浜園寮 |
| 1953年12月 | 中央 | 有楽町数寄屋橋公園内 | 14 | 27 | 都民生局, 築地署 | 深川浜園寮ほか4か所 |
| 1954年5月 | 中央 | 銀座三十軒掘埋立地 | 9 | 18 | 中央区役所, 築地署 | 不明 |
| 1954年7月 | 台東 | 浅草東本願寺正門前 | 4 | 10 | 台東福祉事務所ほか | 品川区浜川寮ほか |
| 1954年11月 | 千代田 | 大手町, ガード下 | 30 | 40 | 都民生局, 丸の内署 | 村山昭和寮 |
| 1954年11月 | 文京 | 「後樂園バタヤ部落」 | 174 | 392 | 都建設局, 民生局 | 都内20か所の施設 |
| 1954年11月 | 文京 | 「春日町バタヤ部落」 | 173 | 不明 | 都議員40名, 富坂署 | 板橋区中台町ほか |
| 1955年3月 | 台東 | 隅田公園吾妻橋~言問橋 | 170 | 307 | 都民生局, 建築局 | 上野公園内テント村 |
| 1955年4月 | 台東 | 上野-秋葉原ガード下 | 不明 | 300 | 上野署, 台東区役所 | 不明 |
| 1955年9月 | 中央 | 蜜蜂部落 (明石町) | 65 | 116 | 都 | 都厚生施設 |
| 1956年3月 | 台東 | 北葵部落 (寛永寺境内) | 175 | 不明 | 都 | 竹の台会館 |
| 1956年6月 | 台東 | 浅草芝崎町 | 4 | 不明 | 台東区土木課 | 不明 |
| 1956年6月 | 台東 | 隅田, 浅草両公園 | 不明 | 52 | 浅草署, 都民生局 | 民生局更生相談所 |
| 1956年10月 | 中央 | 築地魚河岸裏, 東銀座 | 48 | 250 | 都建設局道路部 | 高浜荘, 平和寮 |
| 1957年7月 | 足立 | 日出町, 荒川放水路川原 | 66 | 236 | 都河川課, 千住署 | 不明 |
| 1957年9月 | 中央 | 都立京橋化学高校校庭 | 37 | 58 | 不明 | 深川塩崎町寮ほか |
| 1957年11月 | 台東 | 隅田公園 | 110 | 400 | 都公園緑地部 | 不明 |
| 1958年11月 | 台東 | 「秋葉原バタヤ街」 | 50 | 120 | 都建築局, 上野署 | 都内福祉施設 |
| 1959年8月 | 中央 | 堀留公園, 常盤公園一帯 | 不明 | 100 | 日本橋署 | 不明 |
| 1961年9月 | 文京 | 「後樂園バタヤ部落」 | 500 | 不明 | 都公園緑地部 | 都民生住宅 |
| 1961年10月 | 台東 | 「秋葉原バタヤ街」 | 13 | 70 | 上野署 | 不明 |
| 1965年8月 | 中央 | 城辺橋周辺など5か所 | 不明 | 30 | 築地署, 都建設局 | 不明 |

注：ヨミダス歴史館, 聞蔵Ⅱビジュアル, 毎索を用いて作成。

以下の方針が提示されている¹⁴⁾。

1. 土地の問題は原則として都であっせんする。具体的に場所が決まり次第移ること、このさい不平をいわず協力してほしい。
2. 建築は原則として仮小屋居住者は浮浪者でないから自力で実施する、出来れば都で資金および資材をあっせんする。
3. 建築能力のない者は都の低家賃住宅、あるいは寮へ入居させる。

この方針に基づき、東京都民生局はこの「六大部落」の撤去に注力する。なかでも「蟻の街」に対しては、1955年秋に移転地を斡旋するという条件付きで、正式な立ち退き要請が行われた。用意された移転先は江東区枝川町の八号埋立地であり、最終的に「蟻の街」の住民組織である「蟻の会」が土地代1,500万円を5カ年の年賦で支払うことで解決し、1958年に立ち退くこととなった。また「葵部落」に対しては、1955年12月に火災によって約3分の2が焼失したことを

第9表 「後樂園バタヤ部落」立退者収容施設一覧

| 施設名 | 所在地 | 対象 | 収容世帯 | 収容人員 | 摘要 |
|-------|--------------|------|------|------|------|
| 中台寮 | 板橋区志村中台町 | 家族 | 22 | 63 | |
| 小豆沢寮 | 板橋区志村小豆沢町 | 家族 | 1 | 8 | |
| 富士見寮 | 板橋区板橋 | 家族 | 4 | 14 | |
| 板橋寮 | 板橋区志村 | 家族 | 11 | 41 | 韓国人用 |
| 梅島荘 | 足立区千住栄町 | 家族 | 2 | 15 | |
| 江北寮 | 足立区南堀の内 | 家族 | 10 | 32 | |
| 第二淀橋寮 | 新宿区柏木 | 家族 | 2 | 13 | |
| 牛込寮 | 新宿区戸山町 | 母子 | 3 | 7 | |
| 新幸ホーム | 江東区浜園町 | 家族 | 1 | 3 | |
| 渋谷寮 | 葛飾区本田渋谷町 | 家族 | 5 | 17 | |
| 大泉寮 | 練馬区東大泉町 | 母子 | 2 | 9 | |
| 目黒厚生寮 | 目黒区上目黒 | 父子 | 3 | 7 | |
| 目黒厚生寮 | 目黒区上目黒 | 単独男女 | 40 | 40 | |
| 浜川寮 | 品川区大井勝島町 | 単身男子 | 60 | 60 | |
| 一之江寮 | 江戸川区一之江 | 家族 | 7 | 33 | |
| 小岩荘 | 江戸川区小岩 | 家族 | 1 | 5 | |
| 小松川寮 | 江戸川区東小松川 | 家族 | 1 | 3 | 引揚者用 |
| 稲城寮 | 南多摩郡稲城村大丸 | 家族 | 1 | 3 | 引揚者用 |
| 第四立川寮 | 西多摩郡砂川村江の島街道 | 家族 | 2 | 8 | 引揚者用 |
| 都南寮 | 南多摩郡町田町 | 家族 | 3 | 12 | 引揚者用 |
| 第二三鷹寮 | 三鷹市上連雀 | 家族 | 1 | 6 | 引揚者用 |

注：『第一次後樂園裏部落除却記録』に含まれる「後樂園裏道路上仮小屋生活者施設別収容計画」（1954年11月16日 東京都民生局厚生課）から作成。

期に、東京都民生局は本格的に撤去を進めることを企図する。一時期、住民組織の分裂騒ぎが起こり、移転交渉は難航するものの、結局は東京都が上野公園内プール跡地を期限つきで提供することで解決する。住民組織「葵会」は土地の使用権を持つ上野寛永寺からの見舞金500万円と「蟻の会」からの借入れ金1,000万円を元手に、竹の台会館と呼ばれる木造2階建て4棟（147室、335坪）と50坪ほどの廃品処理のための仕切り場を建設し、1956年に集団移住が実現する。

しかしながら、この二地区で見られた集団移住先の提供という行政上の「配慮」が、「六大地区」の残りを含めた他地区で行われたかは確認できない。ふたたび第8表を見れば、1950年代に実施された撤去活動における収容先は、ほぼすべてが各所の保護施設となっている。たとえば、文京区の「後樂園バタヤ部落」のうち道路予定地で1954年に実施された撤去では、174世帯、392人の立退者たちが世帯状況や国籍にあわせて、引揚者寮を含む都内20カ所の施設に分散収容されている（第9表）。すなわち、懇談会で出された方針はほとんど実現しておらず、終戦直後以来の「浮浪者」対策が依然として基本的な対応だったのである。

そして、このような「バタヤ街」の撤去および立退者の保護施設への分散収容という対応が、必ずしも「バタヤ」あるいは「バタヤ街」の消滅に結実することはなかった。先述したように、1950年代には、東京都衛生局の統計上、「拾集人」数はむしろ増加していたのである。この要因としては、東京都内の人口が急増する中、住宅および雇用の面での供給が不足していたことが挙げられる。つまり、「バタヤ街」への社会的需要（廃品回収、住宅）がいまだ存在したことで、

新規流入層に加えて、他地区での立退者たちが収容施設から退去あるいは脱出し、再度、仕切屋の世話になり、ほかの「バタヤ街」へと戻るケースも多かった。

ただし、行政による撤去活動により、「バタヤ街」は都心から取り除かれており、立退者や収容施設からの退去者、脱出者たちが元と同じあるいは近隣の「バタヤ街」に戻ることはなく、周辺へと移動することになる。前章でも述べたように、「拾集人」の分布も既存の区域よりも周辺部で増加傾向にあった背景には、こうした過程が存在した。1953年3月14日の朝日新聞の記事「都心追われて墨東へ 橋下や川辺に小屋掛け 政治の貧困になげくバタ屋」に見られるように、1953年においてすでにそうした状況は存在したようである。

そして、「バタヤ街」が周辺へと立地が移るとともに、「バタヤ」それ自体の存在は社会的に不可視になっていった。復興、開発が進むことで、都市景観が大きく変容していくなか、こうした不可視化はより進展し、社会の関心を削いでいくことになったことも考えられる。このように1950年代において「バタヤ街」は消滅に向かう前に、まずは社会から不可視化していったのである。

2. 1960年代、「バタヤ街」の消滅

1960年代に入ると、「バタヤ街」はたしかに消滅に向かっていく。先述したように、「東京都衛生年報」の「拾集人」数も1961年以後、大きく減少する。この要因としては「バタヤ」産業それ自体の衰退をあげることができるが、浦野（2006）を踏まえれば、そこには二つの要素が存在した。

まず一つ目が、オリンピックによる都市開発の中、町の美観整備および環境衛生の向上を目的に、都市内に存在したゴミ箱が撤去されていったことである。1960年、東京都清掃局は市内各所に存在した備え付け式のゴミ箱を可能な限り早急に撤去し、容器による定時収集方式に切り替えるための取り組みを実施した（東京都清掃局総務部総務課 2000）。次の朝日新聞の1961年6月24日の記事「上野の商店街 姿を消したバタヤと浮浪者」は、上野商店街の地元住民が東京都清掃局の協力のもと自主的にゴミ箱を撤去したこと、さらにそれが「バタヤ」や「浮浪者」の減少につながったことを示している¹⁵⁾。

国電上野駅前から上野広小路にわたる上野の盛り場からこのところバタヤや浮浪者がほとんどいなくなった。それにはこんなわけがある。この商店街に住む人人（ママ）が自発的にゴミ箱を撤去したのはいまから5年前、都清掃局下や清掃事務所の協力で、都内でこの町だけが夜間のゴミ集めを始めたからだ。店を閉めるころに清掃車が現われ、その日に出たごみを全部持って行ってしまふので、バタヤが寄りつく余地がなくなったのだ。それに都電通りの広小路の商店街では、4月から衛生的な円筒型のポリエチレン製容器を備えつけたが、将来は町内前部に行きわたらせ、東京一の衛生的な盛り場にしようと張り切っている。

二つ目の要素は再生資源業における設備の近代化である。この背景には「バタヤ」が扱う屑、特に古紙をめぐる状況の変化があった。1955年頃から木材中心の包装材（木箱）が板紙に転換する「包装革命」が起こるなか、パルプ技術の革新が重なり、ダンボールの普及による古紙需給が拡大した。これに伴い、古紙を扱う建場業者は、大量生産・大量消費に見合った合理化や集荷機構の簡素化が求められ、設備の近代化を図り、収集手段としてトラックも積極的に活用することとなったのである¹⁶⁾。したがって、籠やりヤカーによる収集量では到底立ち行かない状況が生まれ、古紙相場の低位安定化のなか、多くの「バタヤ」は苦境に立たされることとなる。元来、古紙相場は景気の変動を受けやすいため、「バタヤ」の多くが不安定な状況には置かれていたが、こうした再生資源業の近代化がそれに追い打ちをかけることとなったのである。

以上の要因から、1960年頃から多くの仕切屋は第1種に転換するほか、アパート経営など他業種に転業し、拾集人の方も高度経済成長期において産業需要が高まった建設土木業や港湾業の日雇労働者などへの転職により大きく減少していった。また、居住面においても、1960年頃から東京都内の公民ともども住宅供給がなされる中、住宅不足は落ち着き始め、「バタヤ街」を離れ、他地区の住宅へと移住するケースもみられた。

一方で、この間の行政対応はいかなるものであったのだろうか。新聞記事で確認したところ、行政による強制立ち退きは、1960年代以降は3件しか確認できない。もちろん、社会的に「見えやすい」場所にある「バタヤ街」がすでに撤去されていたために、そもそも強制立ち退きが必要ではなかったのかもしれないが、特に撤去に伴う「バタヤ街」立退者への保護において転換も見られた。

ここで「後楽園バタヤ部落」の事例を確認してみよう。前節でみたように、当地では1954年に大規模な撤去が行われ、多くの居住者は都内各地の施設へと収容されていったが、礪川公園予定地の約80世帯は残存していた。星野・野中（1973）によれば、その後、東京都はこれらの残存者に対して自主移住を進めるべく都内各地の都営住宅への分散入居を斡旋、さらには礪川公園内に二つの五階建て都営住宅を建設し、残された居住者を地元優先で入居させることとなる。そして、1963年には地区内の家屋はすべて撤去されたのである。

1954年時の立ち退きでは「浮浪者」対策の一環として保護施設への収容が基本的対応であったが、ここでは都営住宅への入居斡旋といった安定的な住まいの提供が実施されたように、この間、行政の対応に変化がみられたことがわかる。岩田（1995:99-108）によれば、厚生省による保護施設の改善整備を受けた東京都は1959年に「保護施設再建整備要綱」を立案し、保護施設の縮小、それにともなって自立更生した者への宿泊所、都営住宅等への転出を推進する措置を講じることとなった。一方、都営住宅の建設、供給量が増えるのは1950年中ほど以降のことであり、こうした状況が「バタヤ街」の多くの居住者、特に家族世帯の移住を進める要因となった。そのほか、1960年代中頃になると、都内の被保護人口や世帯が相対的に拡大していくなかで（岩田1995:112-113）、「バタヤ街」居住者の生活保護取得にともなった移住も促進され、当地の消滅に大きく影響していったと考えられる。

V おわりに

本稿では、戦後東京における「バタヤ」の住まいの場であり、活動の拠点であった「バタヤ街」の空間的社会的状況とその変容過程を明らかにしてきた。その成果は以下のようにまとめることができる。

まず「バタヤ街」の内部の空間構造は、前近代的な封建的な親-子関係を反映した結果であるとともに、その関係性を強化しており、さらには住宅供給や清掃事業といった側面における都市空間における社会的付置がそれらを固定化させていた。また「バタヤ街」の生成過程については、戦前と戦後起源のものがあるように、その生成時期は様々であり、また時期によってその立地状況は変化していた。そして、そのあり方は、当時の社会状況において自然に成立したのではなく、警察や行政当局による移転指示や立ち退きなど計画的な影響も存在したのである。

Ⅲでは1950年代後半における「バタヤ」街の実態にアプローチした。そこでは劣悪な住環境や居住者の生活状況とともに、「バタヤ」以外の職種に就く者が住民に含まれていたなど、多様な実態も浮き彫りになった。また、本章では「バタヤ」に関する新聞記事を整理し、当時の社会的表象のあり方を検討した。記事の内容や視点、掲載時期においては多様ではあるものの、そこには実態との「ズレ」があったこと、そしてそれが「バタヤ」や「バタヤ街」をめぐる社会的認識に影響を与えたこと、ひいては一般社会との間に隔たりを生み出し、その撤去や消滅が正当化されるための基盤になったことを指摘した。

Ⅳでは「バタヤ街」の消滅過程が決して直線的ではなく、段階的であったことを示した。1950年代から行政による撤去が進展するものの、立退者に対しては保護施設への分散収容を基本とする場当たりの対応だったため、「バタヤ」は減少することはなく、むしろ増加していた。ただ、一般社会から見えやすい場所からの撤去が進んだことで、都市空間における不可視化が進展していたのである。1960年代に入ると、都市景観の整備や廃品回収設備の近代化によってその存在価値が減退するなか、公営住宅幹旋へと行政対応が変化したことで、「バタヤ街」は消滅へと向かったのである。

付記

本稿作成にあたり、科学研究費補助金（若手研究 B）「都市の河川敷の利用をめぐる社会・政治地理学的研究」（課題番号 15K16891）の一部を使用いたしました。また内容の一部は、立正地理学会 2016 年度研究発表大会（於：立正大学）にて報告しました。文中で使用した、「後樂園バタヤ部落」に関する資料『第一次後樂園裏部落除却記録』の使用においては、立命館大学の加藤政洋先生にお世話になりました。

注

- 1) 本条例はその後「再生資源取扱業に関する条例」に名称変更されている。
- 2) 「屑物取扱業に関する条例」では、買い子とも呼ばれる買出人は「再生資源を主として有償で収集することを業とする者」として、取扱業者である町建業者と呼ばれる第1種建業者は「買出人または再生

資源を集荷する業」として定義づけられ、拾集人および第2種建場業と区別されている。

- 3) 戦後の郷土教育運動が「バタヤ」や「ニコヨン（失業対策に従事する日雇労働者）」など「自由労働者」に着目した経緯を論じた須長（2016）は、「バタヤ」をめぐる星野朗の地理教育活動を明らかにしている。このほか、「バタヤ」に関連する地理学的研究として、荒川区の再生資源業者の動向を対象とした三矢（1983）がある。
- 4) 拾い屋が拾い集めた屑は仕切屋によって買い取られたのち、細かく分類後、選分業者やブローカーを経て、それぞれ専門の間屋（紙間屋、鉄屑間屋、ボロ間屋など）に運ばれる。そして、仲買人を媒介として専門の工場にて屑の再製が行われる。このように、「バタヤ」と再製工場の間には多くの中間機関が存在しており、こうした構造が「バタヤ」の零細性や拾い屋の従属性を生み出していると、星野・野中（1973）は指摘している。
- 5) 「バタヤ街」住民にとっては、仕切屋が生活の様々な面で頼れる存在であったため、こうした前近代的支配を当然のこととして受け入れてしまっていたのである。
- 6) 読売新聞 1952年1月6日「“立場”を指定 バタヤ対策 都条例立案へ」
- 7) 1951年当時の各地区の住戸・人口は以下の通り（松居，1953：152-153）。蟻の会 69戸 164人，葵会 114戸 346人，御徒町厚生会 182戸 300人，新生明和会 46戸 99人，無産者合同組合 68戸 151人，お茶の水厚生会 11戸 26人（東京都民生局 1951年8月10日調べ）。
- 8) 本調査は各保健所への届け出に基づいているが、本表は区および地域別に再構成している。
- 9) 特に1955年から1959年の期間で増加数が目立つ保健所管内は、新宿区淀橋（36人→207人）や豊島区豊島長崎（0人→207人）、墨田区本所（40人→225人）である。
- 10) 朝日新聞 1956年11月11日「バタヤさん労組結成 健康保険獲得へ働き」
- 11) 読売新聞 1952年7月16日「“蜜蜂”集落のナイチンゲール」
- 12) 読売新聞 1953年5月20日「「蟻の街の奇蹟」を劇化 言問橋下の裏道人生 劇団「東芸」、阿木翁助の演出で」
- 13) 朝日新聞 1953年1月12日「バタヤ部落一掃 移転費一億」内の表記。
- 14) 読売新聞 1951年8月7日「都内の仮小屋年内取払い あす対策協議」
- 15) 東京都清掃本部は1955年以降、本所と浅草の2地区をモデルに「ごみ減量、利用運動」をスタートさせ、各地域の町会、自治会、婦人会を中心に、地域ぐるみで各家庭から出る紙、ボロ、金属、瓶等の資源を集め、回収業者に売り渡す集団回収方式を推進していた。1959年には全清掃事務所管内48地区に拡大し（東京都清掃局総務部総務課 2000）、「バタヤ」の活動領域の縮小にも大きな影響を与えていた。
- 16) 後者のトラックの活用に関連して、「バタヤ」の消滅とモータリゼーションとの関係もいくつかの研究で指摘されている。特に足立区本木地区の事例として、1971年に地区内を横断する補助100号線の建設によって都内各所への物流条件が円滑化したこと、住宅地としての価値が上がったことなど、1950年代後半以降の都市計画や道路計画の進展が「バタヤ街」消滅の一因にもなったことが提示されている。

文献

- 秋山健二郎・森 秀人・山下竹史編著(1960).『現代日本の底辺 第一巻 最下層の人びと』三一書房.
- 石川淳志(1961). スラム居住者の停滞と沈滞—大都市のバタヤ部落における階層構造—. 都市問題, **52**(4), 433-444.
- 磯村英一(1956). あるスラムの形成と解体—東京葵部落の場合—. 社会事業, **39**(6), 8-13.
- 岩田正美(1995).『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房.
- 岩田正美(2017).『貧困の戦後史—貧困の「かたち」はどう変わったのか—』筑摩選書.
- 浦野正樹(2006).『戦後の構造変動と再生資源業者の適応過程』平成15~16年度科学研究費補助金〔基盤研究(C)(2)〕研究成果報告書.
- 籠山 京(1981).『ボランティア・アクション—バタヤの解放—』ドメス出版.
- 梶 大介(1957).『バタヤ物語—俺たちだって人間だ—』第二書房.

- 加藤芳郎(1966).『オンボロ人生』コダマプレス.
- 加藤政洋(2009).『敗戦と赤線』光文社新書.
- 獅子文六(1953).『自由学校』新潮社.
- 下中邦彦編(1960).『日本残酷物語 第5部 近代の暗黒』平凡社.
- 新村 出編(2018)『広辞苑 (第七版)』岩波書店.
- 須永哲思(2016). 1950年代社会科における「自由労働者」の教材化－郷土教育全国協議会による「バタヤ部落」のフィールドワークに着目して－. 教育史フォーラム, **11**, 43-64.
- 東京市役所(1935).『紙屑拾ひ (バタヤ) 調査』.
- 東京市役所(1941).『紙屑拾ひ (バタヤ) 調査報告書』.
- 東京都社会福祉会館(1963).『東京都の不良環境地区の現状と福祉対策－特に本木・山谷地区に関して－』.
- 東京都足立福祉事務所・足立区社会福祉協議会(1958).『バタヤ部落－本木町スラム－』.
- 東京都資源回収事業組合(1999).『東資協五十年史』.
- 東京都清掃局総務部総務課(2000).『東京都清掃事業百年史』.
- 東京都立大学社会学研究室分室(1953).『上野「葵部落」に関する調査』.
- 橋本健二・初田香成(2016).『盛り場はヤミ市から生まれた・増補版』青弓社.
- 原口 剛(2003).「寄せ場」の生産過程における場所の構築と制度的実践. 人文地理, **55**(2), 121-143.
- 藤原辰史(2017a). 分解の哲学 (第8回) 屑拾いのマリア (1). 現代思想, **45**(1), 8-14.
- 藤原辰史(2017b). 分解の哲学 (第9回) 屑拾いのマリア (2). 現代思想, **45**(3), 8-15.
- 藤原辰史(2017c). 分解の哲学 (第10回) 屑拾いのマリア (3). 現代思想, **45**(6), 8-15.
- 藤原辰史(2017d). 分解の哲学 (第11回) 屑拾いのマリア (4). 現代思想, **45**(8), 22-32.
- 星野 朗・野中 乾(1973).『バタヤ社会の研究』蒼海出版.
- 松居桃櫻(1953).『蟻の街の奇蹟』国土社.
- 三矢 誠(1983). 再生資源卸売業の動向. 経済地理学年報, **27**(1), 31-43.
- 本岡拓哉(2007). 戦後神戸市における不法占拠バラック街の消滅過程とその背景. 人文地理, **59**(2), 20-40.
- 本岡拓哉(2015). 1950年代後半の東京における「不法占拠」地区の社会・空間的特性とその後の変容. 地理学評論, **88**(1), 25-48.

Social and Spatial Conditions of Ragpickers in Post-War Tokyo

MOTOOKA Takuya*

This paper clarified the spatial and social circumstances of “ragpicker slums” in post-war Tokyo, and the process of change in such slums. Firstly, the poor living conditions in “ragpicker slums” were intensified by pre-modern feudal relationships, and social status in housing supply and waste services consolidated these relationships. There were also diverse periods of formation as “ragpicker slums” have pre-war and post-war origins. Moreover, the elimination of “ragpicker slums” was by no means linear, but proceeded in phases. From the first half of the 1950s, removal was implemented by the government, but there was no decrease in the number of such slums due to the ad hoc nature of the measures used for those evicted, such as accommodation in public shelters. However, removal from “visible locations” proceeded, and “ragpicker slums” became increasingly invisible in urban space. In the 1960s, as the existential value of “ragpicker slums” declined due to the improvement of urban landscapes and the modernization of waste recovery facilities, the administrative response shifted to public housing services; thus, “ragpicker slums” headed toward extinction.

Key words : Postwar era, Tokyo, Recycle business, Ragpicker, Urban underclass,
Urban social geography

*Rissho University E-mail : tmgeo915@gmail.com